民法 1　総則

山本敬三 監修
香川　崇＝竹中悟人＝山城一真 著

2021 年 3 月発売／316 頁／定価 2310 円（税込）
A5 判／並製

初級　学習　学部

詳細を見る

編集担当者から

「初学者が躓いてしまうのはどこか。その石を取り除きたい。」
そうした思いを共有し生まれたストゥディアの民法シリーズに，総則が加わりました。本書は，従来の教科書では知らず知らずのうちに記述の前提となっていたことを意識的に文章化しています。読者が，一段一段階段を上るように，納得しながら読み進められることを一貫して目指しました。同様の思いから，初学者がまずは読み通せるようにコンパクトであることをも追求しています。逆方向の２つの方針を実現するのはとても厳しい挑戦でしたが，４名の先生方は，用語の意味ひとつとっても徹底的に吟味し，正確な理解に導けるよう力を尽くしてくださいました。わかりやすいケースを重ね抽象的な条文を具体的に，さらには豊富な図表で制度等を視覚的に理解できるようにも工夫しています。
「だからこうなるのか！」，視界が開けるようなあの感覚をぜひ本書でご経験いただけたら，これほど嬉しいことはありません。（I・O）

Point!

P　**視覚的に理解できるよう，図表にもこだわりました。**

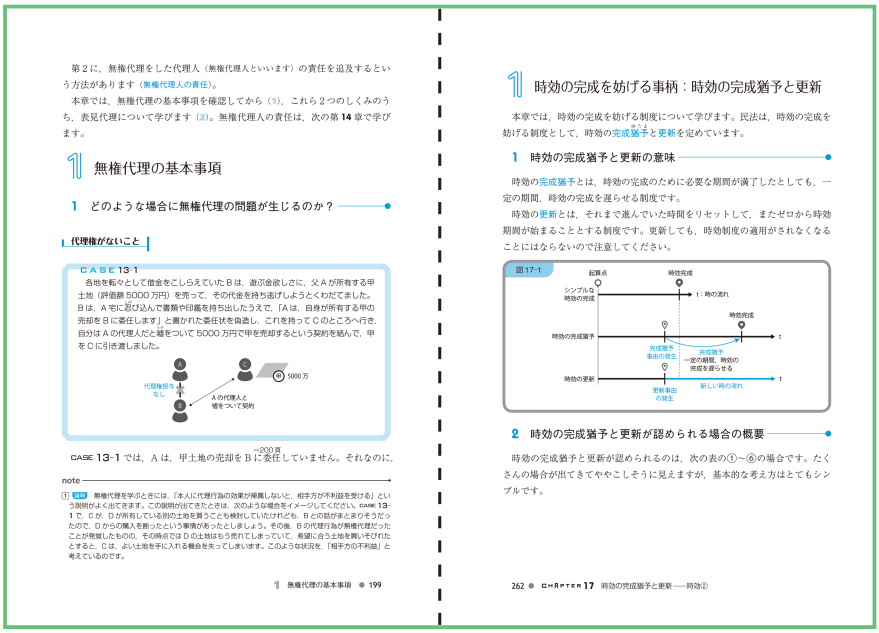

第２に，無権代理をした代理人（無権代理人といいます）の責任を追及するという方法があります（無権代理人の責任）。
本章では，無権代理の基本事項を確認してから（1），これら２つのしくみのうち，表見代理について学びます（2）。無権代理人の責任は，次の第 **14** 章で学びます。

1　無権代理の基本事項

1　どのような場合に無権代理の問題が生じるのか？

代理権がないこと

CASE 13-1
各地を転々として借金をこしらえていたＢは，遊ぶ金欲しさに，父Ａが所有する甲土地（評価額 5000 万円）を売って，その代金を持ち逃げしようとくわだてました。Ｂは，Ａ宅に忍び込んで書類や印鑑を持ち出したうえで，「Ａは，自身が所有する甲の売却をＢに委任します」と書かれた委任状を偽造し，これを持ってＣのところへ行き，自分はＡの代理人だと騙るついて 5000 万円で甲を売却するという契約を結んで，甲をＣに引き渡しました。

CASE 13-1 では，Ａは，甲土地の売却をＢに委任していません。それなのに，

→200 頁

note
1 電話　無権代理を学ぶときには，「本人に代理行為の効果が帰属しないと，相手方が不利益を受ける」という説明がよく出てきます。この説明が出てきたときは，次のような場合をイメージしてください。CASE 13-1 で，Ｃが，Ｄが所有している別の土地を買うことも検討していたけれども，Ｂとの話がまとまりそうだったので，Ｄからの購入を断ったという事情があったとしましょう。その後，Ｂの代理行為が無権代理だったことが発覚したものの，その時点ではＤの土地はもう売れてしまっていて，希望に合う土地を買いそびれたとすると，Ｃは，よい土地を手に入れる機会を失ってしまいます。このような状況を，「相手方の不利益」と考えているのです。

1　無権代理の基本事項　● 199

1　時効の完成を妨げる事柄：時効の完成猶予と更新

本章では，時効の完成を妨げる制度について学びます。民法は，時効の完成を妨げる制度として，時効の完成猶予と更新を定めています。

1　時効の完成猶予と更新の意味

時効の完成猶予とは，時効の完成のために必要な期間が満了したとしても，一定の期間，時効の完成を遅らせる制度です。
時効の更新とは，それまで進んでいた時間をリセットして，またゼロから時効期間が始まることとする制度です。更新しても，時効制度の適用がされなくなることにはならないので注意してください。

図 17-1

2　時効の完成猶予と更新が認められる場合の概要

時効の完成猶予と更新が認められるのは，次の表の①～⑥の場合です。たくさんの場合が出てきてややこしそうに見えますが，基本的な考え方はとてもシンプルです。

262 ● CHAPTER 17　時効の完成猶予と更新――時効②

ストゥディア民法（山本敬三監修・全７巻）
1 総則／2 物権／3 担保物権／4 債権総論／5 契約
6 事務管理・不当利得・不法行為／7 家族